

新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 17-1 「新旧対照表】
 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 2 節の 2 輸出取止め再輸入申告</p> <p><u>(輸出取止め再輸入申告の関係書類の提出)</u></p> <p><u>2 の 2 - 3 輸出取止め再輸入申告がシステムで受理され、輸出取止めの理由を記載した書面を提出する場合は、当該書面に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、輸出取止め再輸入申告の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、当該輸出取止め再輸入申告を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において輸出取止め再輸入に係る輸出許可書を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(輸出取止め再輸入申告の変更)</u></p> <p><u>2 の 2 - 4 この節 2 の 2 - 2 による輸出取止め再輸入申告の後、通関業者が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次のいずれかの方法により取り扱う。この場合において、輸出取止め再輸入申告変更がシステムで受理され、当該輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類を書面で提出する場合は、当該関係書類に申告番</u></p>	<p>第 4 章 輸出通関関係</p>

新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 17-1 「新旧対照表】
 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、当該輸出取止め再輸入申告変更を行った税関官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</u>	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 「輸出取止め再輸入申告変更」を利用して、変更事項を入力して送信する方法 (2) 「輸出取止め再輸入申告変更事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法 	
第 5 章 輸入通關關係 第 10 節 関税等更正請求 (関税等更正請求事項の登録)	第 5 章 輸入通關關係 第 10 節 関税等更正請求 (関税等更正請求事項の登録)
10-1 関税等更正請求（法第 7 条の 15 第 1 項、国税通則法第 23 条第 1 項（更正の請求）及び地方税法（昭和 25 年法律第 10 号）第 72 条の 100 第 1 項（貨物割の賦課徴収等）の規定による更正の請求をいう。以下この節及びこの章第 15 節 15-11 において同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節及びこの章第 15 節 15-11 において「通關業者等」という。）がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合には、前節の規定（9-2 及び 9-3 を除く。）に準じて行うものとする。この場合において、前節 9-1 中「修正申告事項登録」とあるのは「関税等更正	10-1 関税等更正請求（法第 7 条の 15 第 1 項、国税通則法第 23 条第 1 項（更正の請求）及び地方税法（昭和 25 年法律第 10 号）第 72 条の 100 第 1 項（貨物割の賦課徴収等）の規定による更正の請求をいう。以下この節において同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合には、前節の規定（9-2 及び 9-3 を除く。）に準じて行うものとする。この場合において、前節 9-1 中「修正申告事項登録」とあるのは「関税等更正請求事項登録」又は「関税等更正請求事項呼出し」

新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 17-1 「新旧対照表】
【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
請求事項登録」と、「修正申告事項呼出し」とあるのは「 <u>関税等更正請求事項呼出し</u> 」とそれぞれ読み替えるものとする。	と、同節 9-4 中「修正申告入力控」とあるのは「 <u>関税等更正請求入力控</u> 」 (別紙様式M-546 号) と、「修正申告控情報」とあるのは「 <u>関税等更正請求控情報</u> 」(別紙様式M-547 号) とそれぞれ読み替えるものとする。